

令和 6年 3月 4日 議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町条例第8号

佐用町南光文化センター条例及び佐用町三日月地域交流センター条例の一部を改正する条例

佐用町南光文化センター条例及び佐用町三日月地域交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第8号

佐用町南光文化センター条例及び佐用町三日月地域交流センター条例
の一部を改正する条例

(佐用町南光文化センター条例の一部改正)

第1条 佐用町南光文化センター条例（平成17年佐用町条例第169号）の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表備考の項を次のように改める。

備考	「午前」とは、9時から12時までをいう。 「午後」とは、13時から17時までをいう。 「夜間」とは、18時から22時までをいう。 ホール等を準備、リハーサル等に使用する場合は、基本使用料の3割とする。 営利を目的として施設を使用する場合は、すべての基本使用料の10割を加算する。
----	---

(佐用町三日月地域交流センター条例の一部改正)

第2条 佐用町三日月地域交流センター条例（令和3年佐用町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「物品」の前に「許可なくして」を加える。

第7条を次のように改める。

(使用許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するおそれがあるとき。
- (2) その他町長が許可しないことが適当と認めたとき。

別表中「

備考 1 「午前」とは、9時から12時までをいう。 2 「午後」とは、13時から17時までをいう。 3 「夜間」とは、18時から22時までをいう。 4 大集会室を準備、リハーサル等に使用する場合は、基本使用料の3割とする。

」を「

備考

- 1 「午前」とは、9時から12時までをいう。
- 2 「午後」とは、13時から17時までをいう。
- 3 「夜間」とは、18時から22時までをいう。
- 4 大集会室を準備、リハーサル等に使用する場合は、基本使用料の3割とする。
- 5 営利を目的として施設を使用する場合は、すべて基本使用料の10割を加算する。

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。